平成２９年（フ）第７０号
香川県高松市香川町川東上1765番地１　楠ハイツ７
債務者　猪狩　　愁
１　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３４号
長崎県長崎市錦１丁目５番21―203号
債務者　副島　優子
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
島根県益田市久城町951番地16、前住所広島県広島市安佐南区八木３丁目36番３号
債務者　澄川　　譲
１　決定年月日時　平成29年７月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第５８号
宮崎県えびの市大字東川北856番地
債務者　永谷　英明
１　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３０号
北海道根室市明治町２丁目16番地１　であえ～る明治１号棟210号
債務者　小坂　朋芳
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第７８号
青森県八戸市大字長苗代字上碇田11番地３　ベルソレイユ弐番館102、前住所岩手県盛岡市東仙北１丁目11番11号　サンライズＡ202号
債務者　吉田　優子
１　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
仙台市若林区今泉１丁目16番４号　グリーンコーポ101
債務者　堀口　広幸
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
茨城県水戸市姫子２丁目765番地の８
債務者　仲山　光明
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６７号
茨城県桜川市岩瀬1968番地３　岩瀬アパート２－３－１
債務者　髙山　訓子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７７号
茨城県常陸太田市上河合町1468番地の１
債務者　黒澤　幸子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１６号
茨城県東茨城郡茨城町大字蕎麦原281番地１
債務者　森田加奈子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９７号
茨城県土浦市真鍋６丁目５番25号
債務者　室伏　和巳
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太2808番地４
債務者　山元　博子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２号
茨城県土浦市西根南１丁目12番５号
債務者　澤田　文子（旧姓岡野）
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
茨城県土浦市藤沢860番地10　ニイハリハウス102、住民票上の住所茨城県土浦市藤沢860番地10
債務者　澤田　明美
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５９号
千葉県富津市大堀２丁目33番地２　パレスまっちゃま206号
債務者　森　　久子
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６３号
千葉県木更津市祇園４丁目23番14号
債務者　雑賀ひろみ
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部